

S.T.FOOTBALL CLUB 会員規約

第1条 名称・所在

本クラブはS.T.FOOTBALL CLUBといい(以下「本クラブ」という。)、東京都清瀬市下宿3-1428-2ルピア203に事務局を置く。

第2条 目的

本クラブの目的は次のとおりとする。

- ・ サッカーを通して夢を持ち、その夢の実現の為に日々努力していく
- ・ 自分で考え、判断し、決断する力を獲得すること
- ・ グローバルな競争に打ち勝っていく力を獲得すること

第3条 入会資格及び手続き

本クラブに入会できる者は、本規約に賛同し、スポーツを行うに適した健康状態であり、本クラブが入会に適すると認められた者とする。又、本クラブに入会するに当たっては、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書に必要事項を記入捺印し、提出することとする。

第4条 入会金・年会費等

会員は、別に定める入会金・年会費・月会費(以下「各費用」という。)を所定の期日までに支払わなければならない。

但し、一旦納入した各費用は理由の如何に問わず返却しないものとする。

本クラブは、各費用を経済情勢の変動等により随時これらを改定することができる。

第5条 費用の支払方法

前項で定める各費用は、本クラブの指定する方法、指定口座振込により支払うものとする。尚、振込手数料は振込人負担とする。

第6条 登録

本クラブは、日本サッカー協会への選手及びチーム登録、並びに東京都少年サッカー連盟第13ブロックへのチーム登録を行うものとする。

第7条 指導日時

本クラブが定めた日時にて指導を行うものとする。

第8条 指導内容

本クラブは、担当指導者が決定した指導を行うものとする。

第9条 退会

退会を希望される場合は、退会を希望する月の当月10日までに、

本クラブに退会届を提出するものとする。

尚、退会届を提出しない場合は会費を請求するものとする。

年会費については、3月10日までに退会届を提出しない場合は、次年度分を請求するものとする。

第10条 除名

本クラブは、次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格の全部または一部を停止し、または除名する事が出来る。

- ① 本会員規約に違反したとき
- ② 各費用を2か月以上滞納したとき
- ③ 入会または更新に際して虚偽の申告をしたとき
- ④ 法令に違反したとき
- ⑤ その他、会員として相応しくないと本クラブが認めたとき

第11条 保険

本クラブ会員は、全員スポーツ傷害保険に加入するものとする。尚、加入手続きは本クラブが行なうものとする。傷害事故の場合における補償は加入する保険の約款通りとする。

第12条 変更事項

会員は、住所、又は連絡先等、入会申込記入事項に変更のあった場合には、速やかに届け出なければならない。

第13条 閉鎖、利用の制限

天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化または、当社経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、本クラブは本クラブの全部または一部を閉鎖もしくはその運営を停止、もしくは利用の制限をすることができる。

- ① 本クラブは、前項により本クラブの全部を閉鎖した場合、全ての会員を退会させ、また、会員による利用を中止することができる。また、それに対して補償は一切行わない。
- ② 前二項の場合、会員は本クラブに対し何らの異議を申し立てない。

第14条 改定

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができる。
本規約の改定及び変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべて会員に及ぶものとする。

第15条 その他

上記に記載されていない事項に関しては、本クラブと選手及び保護者との協議の上、随時決定するものとする。

第16条 管轄

本クラブと会員間の一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則 本規約は2020年3月1日から効力を生ずるものとする。